

# 利 用 上 の 注 意

## 1 調査の目的

この調査は、我が国の卸売・小売事業所を調査し、事業所の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区別し、商業活動の実態を明らかにすることを目的としています。

## 2 根拠法規

この調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第23号として、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号、最終改訂：平成9年通商産業省令第33号）に基づいて実施した「平成14年商業統計調査」（第22回目）の集計結果をまとめたものです。

## 3 調査の期日

調査の期日は、平成14年6月1日現在です。

## 4 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類」-卸売・小売業」に属する公営、民営の事業所です。会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店など）も調査の対象です。

しかし、民営の事業所であっても、駅の改札構内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は、調査の対象外です。

（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象です。）

なお、調査期日に休業又は清算中、もしくは季節営業であっても、専従の従業者がいる事業所は調査の対象です。

## 5 調査対象の見直し

平成14年商業統計調査では、次のとおり対象の見直しを行いました。

### (1) 総合農協の同一構内にある販売店舗

これまで、総合農協の販売店舗については調査対象としてきましたが、総合農協の同一構内（同一建物）に農協と農協が経営する購買店舗等がある場合は対象外としました。

ただし、総合農協の経営するガソリンスタンドやスーパーマーケット等が、独立の建物として存在し、専従の従業者がいる場合は調査の対象としました。

### (2) 国及び地方公共団体に属する事業所（給食センター等）

これまで、国及び地方公共団体に属する事業所について調査の対象外としてきましたが、対象としました。

### (3) 自動車販売会社

これまで、自動車販売ディーラーについては、本社・支店・統括管理事業部等と営業所間の帳簿の振替えをもって、本店等を卸売事業所、支店・営業所を小売事業所として把握してきましたが、本社・本店等を統括管理事務所、もしくはリース会社、タクシー会社等向けに業務用販売をしていれば、その販売額をもって卸売事業所とし、

支店・営業所を小売業として把握しました。

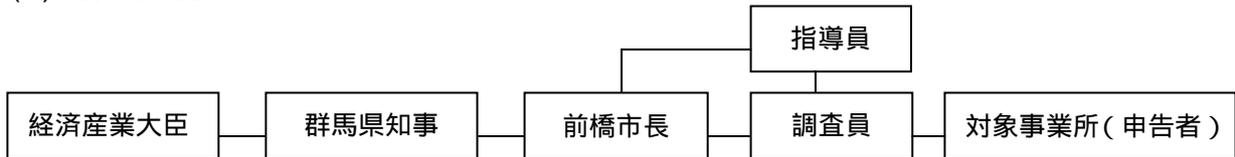
## 6 調査の方法、

この調査は、申告者（対象事業所の管理責任者）が、自ら記入する方法（自計方式）により実施しました。

## 7 調査の経路

調査の経路は、次のとおりです。

### (1) 調査員調査



### (2) 本社等一括調査



## 8 主な用語の説明

### (1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品{事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など}を販売する事業所

製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的業務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とします。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）

代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

### (3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は修理業（サービス業（他に分類されないもの））とする。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。

製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

#### (4) 単独事業所

支店を持たない事業所（1企業1事業所）をいいます。

#### (5) 本店

他の場所に支店、支社、営業所などの販売事業所をもっている事業所で、法人組織の場合は商業登記簿に登録された本店を、個人経営の場合は営業の本拠となっている本店をいいます。

#### (6) 支店

支店の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含みます。

#### (7) 従業者及び就業者

平成14年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せたものをいいます。

「個人事業主及び無給家族従業者」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者、個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいいます。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成14年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

「出向・派遣受入者」とは、人材派遣会社など別経営の事業所から派遣されている者をいいます。

「パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等の従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものです。

(8) 年間商品販売額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

(9) その他の収入額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの年間の販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したもので消費税額を含みます。

(10) 商品手持額

平成14年3月末日現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入れ時の原価による）。

(11) セルフサービス方式（小売業のみ）

「セルフサービス方式」とは、商品が無包装、あるいはブリパッケージされ、値段が付けられていること、備え付けの買物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいいます。

(12) 売場面積（小売業のみ）

平成14年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場（植木、石材等、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、）洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていません。

(13) 年間商品仕入額（法人事業所のみ）

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの年間の企業全体の商業事業所における企業外からの商品の仕入額をいいます。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除きます。

ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含みます。

## 9 統計表中の記号の用法及び注記

(1) 統計表中の記号は、次のとおりです。

- ・「X」は、その数値に該当する商店が1又は2であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので、数値を秘匿したことを示したものです。なお、この秘匿によっても「X」が算出される恐れがあるものについては、商店数3以上でも「X」で秘匿した箇所があります。
- ・「( )」は、秘匿したXの数値を類似の分類と合算し、合算した数字を( )示したものです。
- ・「-」は、該当するものがないもの、又は調査していないものです。
- ・「0.0」は、単位未満のものです。
- ・「 」は、減少したものです。

(2) 年間商品販売額、その他の収入額及び商品手持額等の数値については、四捨五入の

関係で積み上げ数値と合計値は必ずしも一致しない場合があります。

(3) 構成比については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で表示しています。そのため、内訳の和が100.0にならない場合があります。

(4) 従業者規模

事業所が派遣社員のみで営業している事業所（従業者の合計が0人の事業所）については、従業者規模「2人以下」としています。

## 10 産業格付

(1) 一般的な産業分類の格付

取扱商品が単品の場合は、その商品分類番号で、細分類までを決定します。

取扱商品が複数の場合は、原則として次の方法によって決定します。

卸売業、小売業の決定

年間商品販売額のうち、卸売、小売それぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを決定します。

産業中分類の決定

で卸売業か小売業のいずれかを決定した後、卸売業の格付けされた場合は卸売販売額、小売業に格付けされた場合は小売販売額の商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類を決定します。

産業小分類の決定

で決定した中分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類を決定します。

産業細分類の決定

で決定した小分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位4桁で最も多いものによって細分類を決定します。

(2) 販売額が同額の場合の格付

卸売販売額、小売販売額が同額の場合は、卸売業に格付けします。

卸売販売額、小売販売額とも商品分類番号の上位2桁、同3桁、同4桁が同額の場合は、若い方の番号に格付けします。

(3) 例外的な産業分類の格付

例外的な産業分類の格付方法を行っているものは、次のとおりです。

卸売業

「4911 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

「4911 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」とは、小分類を生産財、資本財、消費財の3財に分け（表1 参照）、3財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の10%以上の事業所で、従業者が100人以上の事業所をいいます。

ただし、次の事業所については「4911 各種商品卸売業」から除く。

- ・生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の扱い商品が「524 再生資源卸売」のみの事業所、また、消費財の扱い商品が「549 その他の卸売」のみの事業所
- ・都道府県経済農業協同組合、全国農業協同組合連合会、スーパーマーケットの本部又は本店、生活協同組合本部など（米麦卸、食料品卸、生活用品卸という商品の性格上販売活動が特定化しているもの。）

「4919 その他の各種商品卸売業」

「4919 その他の各種商品卸売業」とは、生産財、資本財、消費財の3財(表1参照)にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が100人未満の事業所をいいます。

表1

財別	小分類番号	小分類名称
生産財	501	繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)
	522	化学製品卸売業
	523	鉱物・金属材料卸売業
	524	再生資源卸売業
資本財	521	建築材料卸売業
	531	一般機械器具卸売業
	532	自動車卸売業
	533	電気機械器具卸売業
	539	その他の機械器具卸売業
消費財	502	衣服・身の回り品卸売業
	511	農畜産物・水産物卸売業
	512	食料・飲料卸売業
	541	家具・建具・じゅう器等卸売業
	542	医薬品・化粧品等卸売業
	549	他に分類されない卸売業

「5497 代理商、仲立業」

「5497 代理商、仲立業」とは、これまで、「年間商品販売額」「商品手持額」のない仲立行為専門の事業所のみをいいましたが、卸売業に格付けされた場合に「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料(割合を販売額に換算したもの)」を比較して仲立手数料が多い事業所をいいます。

### 小売業

「5511 百貨店、総合スーパー」

「5511 百貨店、総合スーパー」とは、衣(中分類56)、食(同57)、住(同58、59、60)にわたる商品(表2参照)を小売していて、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業者が50人以上の事業所をいいます。

「5599 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」

「5599 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」とは、衣、食、住にわたる商品(表2参照)を小売していて、そのいずれも小売販売額の50%以上に満たない事業所で、従業者が常時50人未満の事業所をいいます。

表2

衣・食・住別	中分類番号	中分類名称
衣	56	織物・衣服・身の回り品小売業
食	57	飲食料品小売業
住	58	自動車・自転車小売業
	59	家具・じゅう器・機械器具
	60	その他

「5711 各種食料品小売業」

「5711 各種食料品小売業」とは、「57 飲食料品小売業」の小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所をいいます。

「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするのみに限る)」

「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするのみに限る)」とは、「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、売場面積の50%以上でセルフサービス方式を採用しており、売場面積が30m<sup>2</sup>以上250m<sup>2</sup>未満であり、営業時間が14時間以上の事業所をいいます。

「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」とは、小売業に格付けされた事業所のうち、小売販売額に占める「60911 たばこ・喫煙具」の販売額が90%以上の事業所をいいます。

ただし、90%に満たない事業所は、「60911 たばこ・喫煙具」以外の商品の販売額によって格付けします。

#### 1.1 日本標準分類の改訂について

統計表の数値は、日本標準産業分類の改訂(平成14年3月改訂)に伴い、改訂後の産業分類によって作成しています。したがって、これまでの数値と比較する際は、注意が必要です。新旧対応表は、69ページを参照してください。

#### 1.2 業態区分について(小売業のみ)

業態区分は、多様化する小売業の実態を把握するため、産業分類とは別に分類したものです。業態分類の定義は、8ページを参照してください。

なお、業態区分における「コンビニエンスストア」は、産業分類「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするのみに限る)」と一部定義が異なりますのでご注意ください。

#### 1.3 本報告書は、経済産業省が平成14年6月1日現在で実施した「商業統計調査」(指定統計第23号)の本市分を独自に集計したもので、本掲載の数値は、群馬県が公表する「商業統計調査結果」及び経済産業省が公表する「商業統計表」の数値と相違することがあります。